

星野リゾートトナム

パートナーズスクール/ガイド登録システム

2023/2024

星野リゾートトマムパートナースクール/ガイド登録システム

1.目的

星野リゾートトマムスキー場（以下「当スキー場」という）でお客様が得る体験の品質を保証することで、お客様の安全と楽しさを維持向上するための取り組みです。

2.パートナースクール/ガイド登録システムとは

当スキー場エリア内において収益活動・販売促進活動が出来るライセンスを示します。

3.収益活動・販売促進活動とは

個人・企業を問わず、当スキー場施設・ゲレンデを使用したレッスン・ガイドを示します。参加者の有料・無料は問いません。

4.スノースクール/ガイド登録システムへの加盟について

加盟する為には 5.登録条件を満たす必要があり、条件を満たさない場合に登録の取り消しを行うことがございます。

5.登録条件

1. 一般賠償責任保険に加入すること。
2. レッスン・ガイドを行う全てのインストラクター・ガイドは、日本国内または国際的なスキー及びスノーボード団体・ガイド団体が発行した指導員・ガイド資格を保有する者であるか、またはこれらの機関が認めた有資格者が認定した者であり、その有資格者の監督下にてレッスン・ガイドを行うこと。
3. 申請者自身が雇用又は業務を委託する全ての従業員とインストラクター・ガイドは、日本で法的な就労許可を得ている者であるか、許可を得る必要がない者であること。
4. 申請者自身が雇用又は業務を委託する全ての従業員とインストラクター・ガイドは、日本国内において、法令に違反するような行為を行わない者であること。
5. 全てのインストラクター・ガイドは、勤務中は申請者によって制定されている制服を着用していること。
6. 全てのインストラクター・ガイドは当スキー場発行の商用リフト券を購入し、使用すること。

6.適用外

以下の状況においては加盟を必要としません。

- ・ 学校教師が学校の授業として生徒に対して一時的または短期間に教える場合
- ・ 地域のスポーツ少年団、スキー連盟等の活動で教える場合

- ・ 星野リゾートトマムの公認スノースポーツスクール
- ・ クラブメッドトマムの公認スノースポーツスクール
- ・ 星野リゾートトマム独自の裁量により事前に許可をした場合

7.行動規範

以下の項目を含め、登録者はいかなる場合でも当スキー場の利用約款を順守しなければなりません。

1. 登録者は日本の法規を遵守した運営をすること。
2. 登録者は当スキー場の運営に協力し、指示に従うこと。
3. 登録者はロープをくぐる、または乗り越える等の当スキー場利用約款に反する禁止行為をしないこと。
4. 登録者は常にインストラクター・ガイドの質の向上に努めること。
5. レッスンを行う場合、コースの使用方法は当スキー場の認めた利用方法に限ること。
6. 収益活動・販売促進活動を行う際は、商用リフト券（シーズン券を含む。）の購入及びそれと一緒に発行される腕章を着用しなければならない。

8.警告・登録の取消し

お客さまが得る体験の品質及び登録者を守る為、5.登録条件及び7.行動規範に反した収益活動・販売促進活動を行った場合、その登録者に警告をいたします。その警告に従わない場合は登録を取り消します。その際、いかなる場合・理由であっても返金いたしません。

9.未登録について

当スキー場エリア内において収益活動・販売促進活動が無許可で実施することを禁じます。無許可で収益活動・販売促進活動をしている個人・企業が確認された場合、その個人・企業に対して警告をし、警告を受けた個人・企業が利用している今シーズン期間のシーズン券・リフト券の無効措置を行い、また今シーズン期間における当スキー場利用をお断りします。また、その場合、いかなる理由があっても返金致しません。

10.レッスンについて

登録者はいかなる場合でも、レッスンを行うにあたり次の項目を順守しなければなりません。

- ・ レッスンを行う全てのインストラクターは日本または国際的なスキー及びスノーボード団体が発行した指導員資格を保有すること。またこれらの機関が認めた有資格者が認定した者であり有資格者の監督下にてレッスンを行うこと。
- ・ レッスンを行うインストラクターは必ず腕章をつけること（腕章1人一個）。
- ・ 一般ゲストのスキーヤー・スノーボーダーを優先し、他のレッスングループとは相互に

譲り合いながらレッスンをを行うこと。

- ・ ゲレンデ・コース上では必ずマナーを徹底すること。

11.料金

カテゴリー	商品	料金
商用登録(シーズン)	1名	150,000円
	2名～5名	200,000円
	6名～10名	250,000円
	11名～15名	300,000円
	16名以上	350,000円
商用リフト券	商用リフト券・腕章発行	80,000円
その他	商用リフト券再発行手数料	3,000円
	腕章再発行	2,000円

料金に関する注意事項

1. 価格は税込みです。
2. 商用リフト券は商用登録をされている方のみ購入していただけます。購入の際に身分証明書をご提示ください。
3. 商用リフト券をご利用の場合、一部割引・同伴者割引は適用外となりますので、ご了承ください。
4. 商用リフト券は、登録者の名前入りとし、登録者以外への譲渡・貸与は認めません。商用リフト券を紛失・破損された場合、再発行手数料¥3,000（税込）をお支払いいただくことにより、商用シーズン券を再発行いたします。
5. 料金のお支払いは、受付日当日の現地払い又は3日前までの事前入金でお願いいたします。

12.登録方法

- ・ 受付場所：リゾートセンターチケット&インフォメーション
※受付時間：13:00～16:00
- ・ 受付内容：商用登録・商用リフト券販売
- ・ 受付方法：商用登録は、受付場所にお越しいただき手続きを行います。受付日は、事前にご予約をお願いいたします。受付日2日前までに必要事項を①許可申請書、②組織名簿、③スタッフ名簿に記入の上、メールにてお送りください。
受付日当日は、受付時間内に受付場所へお越しくください。④商用リフト券購入申込書

と必要書類を併せてご提出ください。料金のお支払い及び身分証明書（運転免許証、パスポート等）のご提示を頂いた上で、商用リフト券と腕章をお渡しいたします。

（料金のお支払いは、受付日当日の現地払い又は3日前までの事前入金でお願いいたします。）

・ 必要書類等：

商用リフト券購入申込書をご提出の際は、次の書類等の原本のコピーの提出も併せてお願いいたします。

- A) 一般賠償責任保険の保険証書(1シーズン1回のみ)
- B) レッスン・ガイドを行う全てのインストラクター・ガイドについて、日本国内または国際的なスキー及びスノーボード団体・ガイド団体が発行した指導員・ガイド資格を保有する者であるか、またはこれらの機関が認めた有資格者が認定した者であることを証明するもの（資格証明書、有資格者によるトレーニングの履歴が確認できるもの等）
- C) 外国人従業員がいる場合は、その者の在留カード又は外国人カードによる就労許可を得ている証拠

・ 連絡先：

電話：0167-38-2111、 メール：ski@slowtomamu.co.jp

登録方法に関する注意事項

1. 2日前までの事前予約制とし、受付日に商用リフト券と腕章をご用意いたします。
2. 収益活動・販売促進活動を行う際は、商用リフト券専用腕章を着用していただきます。
3. 商用リフト券と専用腕章はシーズン終了後にご返却ください。商用リフト券専用腕章を紛失された際は¥2,000（税込）を徴収いたします。
4. 商用登録リストに記載されている登録者のみ、商用リフト券を購入していただけます。
5. 活動内容・目的・場所等により、商用リフト券の販売・使用を制限することがございます。
6. 商用登録取消の際は、いかなる場合であっても返金いたしません。